

10月から 市街地区の水道メーター検針月が変わります

これまで水道メーター検針は「奇数月に市街地区」「偶数月に農村地区」と分けていましたが、平成29年10月1日から市街地区も偶数月検針に変更となります。

変更前

奇数月上旬（1・3・5・7・9・11月）



変更後

偶数月上旬（2・4・6・8・10・12月）

対象となる地区 恵みヶ丘、大通、西町、仲町、若草、かたくり、旧三笠2地区
 （農村地区はこれまでどおり変更はありません）

料金の請求月については変更ありません。

納付書の方 → 奇数月10日前後に発送 納期限25日
 口座振替の方 → 奇数月20日または25日に口座振替
 例 12月上旬検針（10・11月使用分）→ 12・1月分として1月に請求
 対象地区の**11月請求分**（10月上旬に9月使用分を検針）は、切替の時期になるため**1か月分の金額**となり、その後は全町統一となります。

検針票の見方

水道使用水量のお知らせ

水栓番号			
検針日	平成	年	月 日
検針順路 水栓所在地			
使用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日			
用途			
今回の指針	m ³	前回水量	m ³
前回の指針	m ³	前年同月	m ³
旧メータ水量	m ³		
使用水量 (うち超過水量)	m ³		m ³
今月のご請求概算金額 平成 年度 月分			
水道料金			円
下水道使用料			円
合計金額			円
<small>通信費 ※上記の金額は、実際のご請求金額と異なる場合があります。 ※この用紙により集金することはありません。</small>			

①水栓番号はメーターごとにつけられています。
 電話でお問い合わせの際には、住所、お名前、水栓番号をお知らせください。

②今回の指針と前回検針時の指針が記載されています。差し引いた数字が今回の使用水量になります。
 前回の使用水量と前年の同じ月の使用水量も記載されていますので、こちらに比べて今回の使用水量があまりに多く、お心当たりのない場合は漏水している恐れがありますので、給水工事指定店に連絡してください。
 なお、修理にかかる費用は家屋所有者負担となりますのでご了承ください。

③使用した月の2か月後の月が表示されます。
 例 10・11月使用→12・1月分

④概算の料金が記載されます。

⑤口座振替で料金を納入されている方は、前回の振替額が記載されます。

口座振替取納済のお知らせ

金融機関名			
平成	年度	月分	水道料金
			m ³
			円
			円
			円
平成	年度	月分	下水道使用料
			m ³
			円
			円
			円

上記金額には、消費税が含まれております。
 振替日（郵便局20日、金融機関25日）

検針員

和寒町役場 建設課 上下水道係 TEL 32-2424 内線 232, 233

裏面もごらんください。

お問い合わせ先 建設課上下水道係 TEL 32-2424